福島県子育て世帯住宅取得支援事業　ＦＡＱ（よくある質問）

令和8年11月17日　福島県建築指導課

番号	質問	回答	備考
	申請者（補助事業者）や子育て世帯のこと		
1	夫は社命で単身赴任しています。妻が申請できますか？ （単身赴任先に住民票を異動している場合）	補助金交付要綱第１条の趣旨を踏まえ、単身赴任をしながら子育てを行う夫婦であることを住民票および戸籍謄本で確認できれば子育て世帯とみなし、夫または妻が申請可能です。	
2	夫は社命で単身赴任しています。妻が申請できますか？ （単身赴任先に住民票を異動していない場合）	夫または妻が申請可能です。	住所や子育て世帯であることは住民票で判断します。
3	子どもが寮生活をしています。申請できますか？	住民票および戸籍謄本で子育て世帯であることが確認できれば、申請可能です。	就労している子どもは対象外です。
4	補助金交付要綱第２条に規定する子育て世帯について、子どもを養育する者とは誰のことを指すのですか？	基本的には子どもの親です。子どもの親がおらず祖父母が孫を育てている場合は祖父母を指します。	
5	祖父と祖母と孫（補助金交付要綱第２条第３号アに該当するもの）から成る世帯で祖父母が孫を育てていますが、祖父または祖母は申請できますか？	住民票において同一世帯を構成していれば、申請可能です。	
6	夫と妻と夫の父と子どもで同居予定で、所有者は夫の父です。夫または妻が申請者になれますか？	申請できません。本事業は、子育て（夫と妻）世帯の負担低減も目的としているため、親（夫と妻）が住宅を購入・所有するものを対象としています。	
7	申請後に世帯の状況が変わった場合（出生に至らなかった場合など）、補助金はどうなりますか？	本事業は申請時の事実に基づき要件を判定します。そのため、申請後に妊娠の継続に至らなかった場合や、対象となる子どもが亡くなられた場合であっても、子育て世帯の要件を欠くものとはせず、補助金の返還は不要です。	
8	補助金を受けた後に、離婚しました。補助金返還ですか？	補助金の交付を受けた世帯のいずれかの者が、引き続き補助対象住宅に居住し、子育て世帯を構成する場合又は事業完了日の属する年度の翌年度から３年を超えている場合は、補助金の返還は不要です。	
9	補助金を受けた後に、補助金の申請者が亡くなりました。返金必要ですか？	補助金返金は不要です。	
10	補助金を受けた１年後に、単身赴任となりました。返金必要ですか？	補助金の交付を受けた世帯のいずれかの者が、引き続き補助対象住宅に居住し、子育て世帯を構成するときは、補助金返金は不要です。	
11	既に新居に入居しているけど、補助対象ですか？	工事請負契約等の締結日が申請する年度内であるなど交付要件を満たせば、申請可能です。	
12	３月25日に住宅の引渡しを受け、住民票などの書類は整いますが、３月30日までに引越しできません。対象ですか？	３月30日までに新住所の住民票や検査済証などの書類が整い完了実績報告と請求ができれば、対象です。	住民票異動の可否の判断は市町村です。
13	住宅の所有者は妻です。夫が申請者になれますか？	子育て世帯を構成する夫婦等のいずれかが所有者であれば、夫または妻が申請者になれます。	

番号	質問	回答	備考
14	17歳の高校生の子どもがアルバイトをしています。補助金交付要綱第２条第３号アにおける就労にあたりますか？	当該子どもが、申請者またはその配偶者等の所得税法上の被扶養者であれば、就労していない者となり、申請可能です。	
	補助対象の住宅のこと		
15	土地は県外在住の個人が売主で、県外不動産会社が仲介し、建物は県内工務店と契約しました。対象ですか？	建物の工事請負契約等で判断しますので、この場合は補助対象です。	
16	建売住宅を購入します。土地、建物ともに売主は県外不動産会社と県内不動産会社の共有名義です。対象ですか？	住宅の売主に県内不動産会社があれば、補助対象です。	なお、共有名義の持分割合は問いません。
17	中古住宅を購入しました。売主側の仲介不動産業者が県内業者で、買主（申請者）側の仲介不動産業者は県外不動産業者です。対象ですか？	売主側、買主側を問わず、媒介契約（仲介）に県内不動産業者があれば、補助対象です。	
18	昭和56年５月より前に着工された中古住宅を購入予定です。売主は以前に耐震補強工事を行ったと言われており、重要事項説明書にも耐震改修済と記載があります。対象ですか？	補助対象とするには重要事項説明書の記載のみでは足りず、耐震改修を行い、上部構造評点が1.0以上であることを証明できる書類が必要です。又は、耐震診断を行い、上部構造評点が1.0以上であることが確認できる書類があれば、補助対象です。	
19	中古住宅を購入しましたが、仲介不動産業者は入っていません。対象ですか？	媒介契約（仲介）がない取引は、補助対象外となります。	
20	昨年度以前に購入した中古住宅を、今年度になり県内工務店で増築（改築）しました。対象ですか？	住宅を取得する際の補助金であるため、補助対象外です。	
21	県外在住でセカンドハウスとして県内に住宅を購入します。対象ですか？	県内に子育て世帯が居住することが必要なため、補助対象外です。	
22	二地域居住先が県内です。対象ですか？	県内の新たに取得する住宅が生活の本拠（住民票で確認）であれば、補助対象です。	
23	新築マンションを購入しますが、売主（所有者）は県外不動産業者です。躯体や設備工事等の施工会社には県内建設業者が入っているので、対象ですか？	申請者の不動産売買契約等の締結相手が県内不動産業者である必要があり又は県内不動産業者が媒介契約（仲介）する必要があります。マンションの施工を県内建設会社が行ったとしても、それは発注者（売主）の発注先（契約先）であるので、補助対象外です。	
24	住宅設計は県外業者ですが施工は県内業者です。対象ですか？	施工の請負契約先が県内工務店であれば、補助対象です。	
25	東京本部のフランチャイズに加盟する県内建設会社で建築します。対象ですが？	フランチャイズに加盟していても、県内工務店であれば、補助対象です。	
26	親会社が東京にある子会社の県内ハウスメーカーで建てますが、対象ですか？	子会社である建設業者が、県内工務店であれば、補助対象です。	
27	県内建設業者が会社の合併で、県外建設業者の県内支店となりました。対象ですか？	交付申請をした時点の会社の状況が県内工務店に該当すれば、補助対象です。	
28	個人事業主の大工さんで住宅を造ります。会社ではありませんが対象ですか？	工事請負契約先の大工が県内に住所がある個人事業主のときは、補助対象です。	

番号	質問	回答	備考
29	住宅を新築しますが、木工事や設備工事、電気工事等を個別に直接契約し発注します。対象ですか？	全体の契約額のうち、県内業者との契約額が全体の過半の場合は県内工務店に発注したものとみなします。なお、対象の契約は、確認申請した住宅を完成させるために必要な工事です。	
30	注文住宅の依頼先は県外本社のハウスメーカーです。ただ、県内に支店があり県の建築士事務所登録があります。対象ですか？	補助対象外です。	
	補助対象経費のこと		
31	補助対象事業費に含まれないものは何ですか？	確認申請した住宅を完成させるために必要な工事を補助対象事業費としています。 補助対象事業費に含まれない工事の例 ・カーテン工事 ・外構工事 ・植栽工事 ・登記費用や住宅ローン保証料等の諸費用 ・土地購入費 です。	
32	一部が理容室（住宅の延べ床面積１／２以上）の併用住宅を建築するのですが、補助対象事業費はどうすればわかりますか？	工事請負契約先に、住宅部分のみの見積書を依頼してください。	総額から店舗部分のみの見積額を差し引いた残額を補助対象事業費とすることも可能です。
33	建売住宅を購入します。建物分の内訳や見積書がない場合、補助対象事業費はどうすればいいですか？ （契約書等に建物の額の記載がある場合）	不動産売買契約書や重要事項説明書に、土地と建物（消費税込み）の費用が記されていれば、その建物の費用が補助対象事業費です。 見積書に代わるものとして、補助対象事業費算出シート①を作成の上、建物費用が記されている書類と併せてご提出ください。	
34	建売住宅を購入します。建物分の内訳や見積書がない場合、補助対象事業費はどうすればいいですか？ （契約書等に消費税額の記載がある場合）	建物費用の記載がないときで、不動産売買契約書や重要事項説明書に総額の内訳として消費税額の記載があるときは、消費税額から建物費用を割り戻した額が、補助対象事業費となります。 総額3,000万円（その内消費税100万円）と契約書等に記載があるときの計算例 100万円（消費税額）÷10%（消費税率） =1,000万円（消費税抜きの建物価格） 1,000万円（消費税抜きの建物価格）+100万円（消費税）=1,100万円（建物の消費税込額（補助対象事業費）） 見積書に代わるものとして、補助対象事業費算出シート②を作成の上、消費税額が記されている書類と併せてご提出ください。	建物は消費税の対象ですが、土地は消費税の対象外です。

番号	質問	回答	備考
35	建売住宅を購入します。建物分の内訳や見積書がない場合、補助対象事業費はどうすればいいですか？ （契約書等に消費税の記載がないとき）	消費税の記載がない又は個人等で消費税が免税となるときは、市町村が発行する固定資産税評価額がわかる書類に記されている土地及び建物の固定資産税評価額の比率で按分する方法で算出した額を、補助対象事業費としてください。 総額3,000万円と契約書等に記載があるときの計算例 固定資産税評価額が土地1,200万円、建物800万円（合計2,000万円） 評価額の比率を出す 土地の割合:1,200万円÷2,000万円=60% 建物の割合:800万円÷2,000万円=40% 売買価格に比率を掛ける 土地の価格:3,000万円×60%=1,800万円 建物の価格:3,000万円×40%=1,200万円 この建物の価格1,200万円が補助対象事業費です。 見積書に代わるものとして、補助対象事業費算出シート③を作成の上、固定資産税評価額がわかる書類と併せてご提出ください。	
36	建売住宅（または新築集合住宅）を購入します。建物分の内訳や見積書がない場合、補助対象事業費はどうすればいいですか？ （契約書等に消費税の記載がなく、固定資産税評価額が未定のとき）	固定資産税評価額が未定かつ上記質問33、34及び35の回答で算出が不可能なときに限り、国税庁が公表している「建物の標準的な建築価額表」から、当該住宅の直近の建築年及び構造の建築価額に延べ面積を掛けて補助対象事業費を算出してください。 見積書に代わるものとして、補助対象事業費算出シート④を作成の上ご提出ください。	国税庁「建物の標準的な建築価額表」
37	中古戸建住宅（または中古集合住宅）を購入します。補助対象事業費はどうすればわかりますか？	上記質問33、34及び35の回答を参照し、該当する補助対象事業費算出シートおよび併せて提出する書類をご提出ください。	
38	中古戸建住宅（または中古集合住宅）を購入しますが、引渡しまでにリフォームをしてもらいます。補助対象事業費はどうなりますか？	不動産売買契約にリフォーム費用が含まれる売買契約額であれば、補助対象事業費にはリフォーム費用が含まれます。補助対象経費は、リフォーム前の建物価格＋リフォーム費用の合計となります。	購入後のリフォーム費用は対象外です。
39	公共工事のため住宅の移転に協力し、別の場所で住宅を新築します。補助の対象ですか？	国や地方公共団体が実施する公共工事に伴う移転補償等の補てんを受けているときは、補助対象外です。	
40	この補助金を申請予定ですが、同じ住宅で国の住宅補助金も受ける予定です。どちらも申請できますか？	県としては支障ありませんが、国の補助金の併用の可否については国へお問合せください。	現在、知事が定める他の補助金はありません。
41	県の他の住宅補助金も申請する予定です。どちらも申請できますか？	県建築指導課としては他の住宅補助金との併用を可能としていますが、他の補助金の窓口に併用の可否をお問合せください。	現在、知事が定める他の補助金はありません。
42	この補助金を申請予定ですが、同じ住宅で市の住宅補助金も受ける予定です。どちらも申請できますか？	県としては併用を不可とすることはありませんが、市町村の担当窓口に併用の可否についてお問合せください。	現在、知事が定める他の補助金はありません。

番号	質問	回答	備考
	申請方法のこと		
43	紙の申請書の入手方法はありますか？	この補助金は、紙での申請はできません。すべてWEBでフォームに必要事項を入力しての申請となります。	
44	住民票や検査済証などの紙の書類は、どうやってスマホで申請するのですか？	必要書類等はスマホで写真撮影やスキャンしてPDFファイルをアップロードするなどして申請します。	
45	私はスマートフォンを所有していません。申請できないのですか？	この補助金は、すべてWEBでの申請となりますので、申請者様名義のスマートフォンやパソコンから申請をお願いします。お持ちでない場合はご家族の方がお持ちのスマートフォンやパソコンから申請してください。	
46	抽選結果が補欠10番でした。いつまで待てばいいですか？	当選した方が辞退等をされた場合に、補欠1番から順に繰上げ当選の意思確認のご連絡（電話、メール及びマイページにて。）をします。補欠の方へのご連絡は、3月10日（この日が閉庁日のときは次の開庁日です。）までに事務局からご連絡いたします。	
47	住民票謄本の写しを取得しましたが、誤って本籍、マイナンバー、住民票コードを表示してしまいました。もう一度取得する必要がありますか？	本籍、マイナンバー、住民票コードを表示せず取得することをお願いしていますが、表示されているときは、該当箇所を黒く塗りつぶすなどわからないようにしてください。	
48	納税証明書は、どこで取得するのですか？	県税を滞納していないことを確認するため、お住まいの市町村及びお住まいを管轄する地方振興局県税部が発行した納税証明書をそれぞれ添付してください。	個人県民税は市町村が市町村民税と合わせて一括徴収しますので、納税証明書も市町村で発行されます。
49	納税証明書は、誰のものが必要ですか？	交付申請時の住民票において同一世帯（住所を異にする単身赴任者を含み、補助金交付要綱第２条第３号で定める子どもを除く。）を構成するすべての方の納税証明書が必要です。	
50	納税証明書を請求したら、納税がないので納税証明書は出せないと言われました。どうすればいいですか？	非課税証明書を取得しご提出してください。	
51	これから県外から移住するので、福島県の税金は払っていません。納税証明書はどうすればいいですか？	現在のお住まいの都道府県と市町村の納税証明書を取得して、ご提出ください。	
52	住宅メーカーから、銀行振込での支払いの場合は領収書を発行しないと言われました。この場合は、領収書に代えて、指定口座への補助対象事業費の支払いのための金融機関の振込明細書でもいいですか？	領収書に代えて、振込明細書（※質問54に具体例を記載。）とすることも可としますが、この場合は以下の記載が確認できる必要があります。 ①振込日 ②振込金額（補助対象事業費以上の振込額（振込手数料による差異はこの限りではありません。）であること。） ③振込先（受取人） ④振込人（申請者※下記番号54に例外を記載。） 併せて工事請負契約先又は売買契約先から発行された補助対象事業費の明細がわかる請求書及び振込時は領収書を発行しな旨が記載された契約約款等の提出が必要です。	

番号	質問	回答	備考
53	領収書に代わる振込明細書とは、具体的にどのような書類ですか？	振込明細書は、以下のいずれかとなります。（記載の書類名称は異なることがあります。） ①金融機関等の窓口で受け取る「振込受領書」 ②ＡＴＭで発行される「ご利用明細票」 ③インターネットバンキングの「振込手続完了画面」を印刷（スクリーンショットを含む。）したもの ※インターネットバンキング利用時の注意事項 必ず「振込完了（手続き完了）」のステータスとなっている画面を印刷（スクリーンショットを含む。）してください。振込受付や振込予約の画面では、支払いが確定していないため無効となります。	
54	補助金の申請者は夫ですが、妻の銀行口座から請求金を振り込みました。振込明細書の振込人が違っても大丈夫ですか？	補助対象事業費の振込人名義は原則として申請者である必要があります。ただし、同一世帯を構成している家族名義で振り込んだ場合は有効とします。	
55	注文住宅において、住宅メーカーから領収書は住宅金融支援機構のフラット35融資を利用するため、住宅の引渡し時には出せないと言われました。領収書が発行できるのは、融資実行される来年度の５月ころの予定であり、３月30日期限の完了実績報告は書類が整わず提出できない見通しです。どうすればいいですか？	フラット35融資を受ける場合に限り、工事請負契約先が発行する住宅を引渡ししたことを証する書面（引渡証明書等）、請求書、適合証明書及び金銭消費貸借契約証書を、完了実績報告時に領収書に代わる書類として添付しご提出ください。 なお、領収書が後日発行され次第ご提出ください。	
56	住宅会社や不動産会社を通じて申請することはできますか？	この申請は、子育て世帯を構成する方が申請者となり、申請者ご本人からのみ受付けますので、代理や代行での申請はできません。	
57	まだ工事請負契約等をしていません。応募（エントリー）できますか？	応募（エントリー）は契約書等の提出不要であり、契約予定であれば応募可能です。なお、契約（予定）年月日、補助対象（予定）事業費、建築地および県内工務店等の所在地（予定）などを入力する必要があります。	
58	交付申請時と完了実績報告時で住所が変わった場合、改めて債権者登録（変更）申請書を提出する必要があるのですか？	新住民票の住所での債権者登録（変更）申請書をご提出ください。	